

公益社団法人鎌倉市観光協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人鎌倉市観光協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を神奈川県鎌倉市に置く。

2 本協会は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 本協会は、観光宣伝及び観光客の誘致等に関する事業を行い、鎌倉市の観光事業の振興と健全なる発展に努め、併せて国際観光の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)観光宣伝及び観光客の誘致
 - (2)観光行事の開催及び助成
 - (3)外国客受け入れ体制の整備
 - (4)観光情報の提供及び収集
 - (5)観光に関する調査及び研究
 - (6)観光施設の整備及び美化の推進
 - (7)市の観光案内所及び観光施設の管理運営
 - (8)旅行業に関する事業
 - (9)その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、神奈川県において行うものとする。

第2章 社員

(種別)

第5条 本協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）の社員とする。

- (1)正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2)賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。
- 3 団体たる会員にあっては、団体の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 4 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

らない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会したとき

(2)後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

(3)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

(4)2年以上会費を滞納したとき

(5)除名されたとき

(6)総正会員が同意したとき

(退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合は、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)本協会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。

(2)本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 会長は会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第12条 本協会に、次の役員を置く。

(1)理事 20名以上30名以内

(2)監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事とする。

(役員を選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員(団体にあつては指定代表者)の中から選任する。ただし、理事のうち3名以内及び監事のうち1名以内を正会員以外の者から選任することができる。

2 会長は、本会の代表理事として、副会長及び専務理事は、本会の業務を執行する理事として、理事会の決議によって選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠け

たときは、理事会があらかじめ指名した順序に従い、代表権を除くその職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を統括する。

4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、職務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)財産及び会計を監査し法令の定めるところにより監査報告を作成すること。

(2)理事の職務執行状況を監査すること。

(3)理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

(4)財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は理事会に報告すること。

(5)前号の報告をするために必要があるときは、理事会の招集を請求し、若しくは法令の定めるところにより理事会を招集すること。

(役員任期)

第15条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。また補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議によって定める。

(顧問及び参与)

第18条 本協会に、顧問7名以内、参与7名以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者の中から会長が委嘱する。

3 参与は、理事会の同意を得て、学識経験者又は観光に関係の深い者の中から会長が委嘱する。

4 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

5 顧問及び参与には、第15条第1項及び第17条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問及び参与」に読み替えるものとする。

(損害賠償責任の免除)

第19条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を

含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第4章 総会

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(種別)

第21条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(機能)

第22条 総会は、この定款で定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第23条 通常総会は、一般法人法上の定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の14日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、会員として議決権を行使することはできない。

(書面表決等)

第28条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決

を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

(6) その他法令で定められた事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(4) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、第14条第5項第5号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事及び監事に通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することが出

来る。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第6章 専門部会

(専門部会)

第37条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 専門部会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の管理)

第38条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第39条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第40条 本協会の事業計画書、収支予算書については、会長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第42条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て承認を受けなければならない。

(事業年度)

第43条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決をもって変更することができる。

2 第1項の規定にかかわらず、第46条の規定はこれを変更することができない。

(解散)

第45条 本協会は、一般法人法第148条の第1号から第7号までの規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第47条 本協会は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の処分)

第48条 本協会の清算のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告)

第 49 条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 事務局

(設置等)

- 第 50 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事会の議決を経て会長が任免する。
 - 4 職員は会長が任免する。
 - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 11 章 補 則

(細 則)

第 51 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 43 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の最初の会長は井手太一とする。

附 則

この定款は、総会の議決の日(平成 25 年 5 月 28 日)から施行する。